

# 感染状況に応じたイベント開催制限等について

新型コロナウイルス感染症対策分科会第6回  
(令和3年8月27日)  
「今後のイベント開催制限等のあり方について」

		収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮
<b>緊急事態措置区域</b>		50%	5,000人	21時まで
<b>まん延防止等重点措置</b>	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の <b>経過措置</b> (約1か月)	大声なし※1 100%以内  大声あり※2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	都道府県の判断
			5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方  注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	
<b>その他都道府県※3</b>			5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける(人数上限なし)。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。